

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市手平六丁目九五番地、最後の住所和歌山県和歌山市岡山丁八〇番地 若竹荘 A棟え号 被相続人 亡 末富キヌ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月一日
和歌山県中岡町七二番地 田中・手拝法
法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村田 興平
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市鴨部一丁目一番、最後の住所高知市朝倉甲六四番地一スウィート・ハート・ホーム 被相続人 亡 鈴木 美沙
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月一日
高知市新本町二丁目六番二五号
相続財産清算人 司法書士 吉松 直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡中土佐町大野見大股七五番地、最後の住所高知市横浜南町五番六号 被相続人 亡 戸田 瞳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月一日
事務所 高知県高知市升形一―一七 藤林
ビル三階東
相続財産清算人 弁護士 武内 良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市長崎市西北町一〇番地九、最後の住所長崎県長崎市長崎市錦二丁目一番一号田川療養所 被相続人 亡 森崎由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月一日
長崎県長崎市万屋町四番一〇号
相続財産清算人 司法書士 嘉村 祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市鹿島町蘭牟田一五二七番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市鹿島町蘭牟田一四四三番地一 被相続人 亡 橋野 吉丸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月一日
鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目四七ドムス平佐五〇一〇号室弁護士法人クラブス西鹿児島法律事務所川内支所

相続財産清算人 弁護士 川畑久悦葉
不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 阿部 進一
住所 北海道釧路市寿町二二番地の二二
生年月日 昭和八年二月二十四日
二 供託所 釧路地方法務局
三 供託番号 令和八年度金第二二二一
四 供託金額 一、二二、〇〇七円
五 裁判所 釧路家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年(家)第一〇九八号

令和八年六月一日
北海道野付郡別海町別海緑町一〇六番地の六一

不在者財産管理人 司法書士 佐々木陽祐
不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 角田 健二
住所 東京都新宿区北新宿一丁目一四番三三
コムレット新宿三〇五
生年月日 昭和四十九年四月二十八日

二 供託所 東京法務局
三 供託番号 令和八年度金第一九〇一
四 供託金額 四、三三九、〇九六円
五 裁判所 東京家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年(家)第七一三八三三
令和八年六月一日

東京都千代田区麹町三丁目三番地KDX麹町ビル四階東京富士法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 足立 学

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 岡井 秀昭
住所 滋賀県甲賀市信楽町中野六四一番地四五六
生年月日 昭和三十八年六月二十二日

二 供託所 大津地方法務局
三 供託番号 令和八年度金第八〇号
四 供託金額 一、四九六、八九六円
五 裁判所 大津家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年(家)第二〇八三三

令和八年六月一日
滋賀県守山市一―二―三〇二 太陽堂
ビル三階 津田法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 津田 理史
不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 堀内誠一郎
住所 京都市左京区二条通川端東入新先斗町一三九番地
生年月日 昭和十九年一月九日

二 供託所 京都地方法務局
三 供託番号 令和八年度金第四四六号
四 供託金額 一六、九〇七、五七七円
五 裁判所 京都家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年(家)第四七三三

令和八年六月一日
京都市下京区四條通烏丸東入長刀鉾町八
京都三井ビル八階 佐々木総合法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 大政 祐典

第56期決算公告

令和8年6月1日

栃木県佐野市出流原町1677番地
ニューアーボン株式会社
代表取締役 小堀 裕之

貸借対照表の要旨
(令和8年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	123,402	負債	85,314
固定資産	80,857	流動負債	98,642
		固定負債	20,303
		資本	88,800
		剰余金	68,482
		準備金	19,682
		本剰余金	48,800
		資本剰余金	Δ132,318
		利益剰余金	Δ132,318
		その他利益剰余金	(6,158)
		うち当期純損失	Δ4,661
		自己株式	
資産合計	204,259	負債・純資産合計	204,259

資金決済に関する法律第二十條第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告
平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、鹿島ショッピングセンター協同組合は、令和八年五月三十一日で利用終了しました商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十條第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】
商品券(五百円・千円)

【払戻しの申出期間】

令和八年六月一日より令和八年七月三十一日
※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

【お問合せ先】

鹿島ショッピングセンター協同組合 ビオ
案内所
〒八四九一三一一 佐賀県鹿島市大字高
津原四三二六番地一
電話 〇九五四一六三三三三七一

受付時間は、午前十時から午後六時まで